

第 101 回 ILO 総会について

■会期等 2012 年 5 月 30 日（水）～6 月 14 日（木）於：スイス（ジュネーブ）

■日本からの主な出席者

政府側：太田厚生労働審議官、妹尾総括審議官他

労働者側：古賀連合会長、桜田連合国際顧問他

使用者側：谷川経団連雇用委員会国際労働部会長、松井国際協力本部副本部長
他

■事務局長選挙

○総会開催前の理事会（5 月 28 日（月））において、次期事務局長選挙が行われ、ガイ・ライダー氏（現国際労働基準及び労働における基本的原則と権利総局長（事務局次長）。国際労働組合総連合擁立、英国籍）が当選した（就任は 10 月 1 日。任期 5 年）。

■本会議及び各議題に係る議論の状況等

○本会議では、日本の政労使を代表して、古賀連合会長、谷川経団連雇用委員会国際労働部会長、太田厚生労働審議官から代表演説を行った。

○基準適用委員会では、使用者側が、政労使の三者構成ではない条約勧告適用専門家委員会の ILO 条約の解釈権限（明文の規定がないにもかかわらず、第 87 号条約にスト権を含めて解釈している）について疑問を呈し、労使間で激しく対立。結局、今年は個別審査が行われなかった（このメカニズムの設立以来初めて）。この問題の対応については、政労使三者で非公式に協議をした上で、11 月の理事会において議論されることになった。

○社会的保護の床委員会では、国内の事情に合わせて、必要不可欠な医療と、子ども・現役世代及び高齢者に対する基礎的な所得保障を提供する社会的保護の床に関する勧告が採択された。

○若年者雇用委員会では、若年者雇用に関する現状や課題、各国が実施してきた施策や ILO の取組、今後の政労使及び ILO の対応について議論を行った。結論文書には、①若者のための雇用経済政策、②就業可能性（エンプロイアビリティ。教育、訓練等）、③労働市場政策、④若年者の起業、⑤若年者の権利の 5 分野で、政労使が適当な場合に検討すべき施策や、今後の ILO の活動（知識開発や技術協力の強化等）が掲げられている。

○労働における基本的原則と権利委員会では、①結社の自由及び団体交渉権、②強制労働の廃止、③児童労働の廃止、④雇用及び職業における差別の排除の4つの分野において、現状や課題、各国やILOのこれまでの取組、今後の対応について議論が行われ、「2012年-2016年の労働における基本的原則と権利の効果的及び普遍的な尊重、促進及び実現のための行動フレームワーク」が取りまとめられた。

○ミャンマーの強制労働問題について、最近の改善の状況を踏まえ、これまでのILOによる措置の見直しに関する議論が行われ、措置の一部について解除することが決定された。また、6月14日（木）の本会議では、アウンサン・スーチー女史が特別ゲストとして演説を行った。